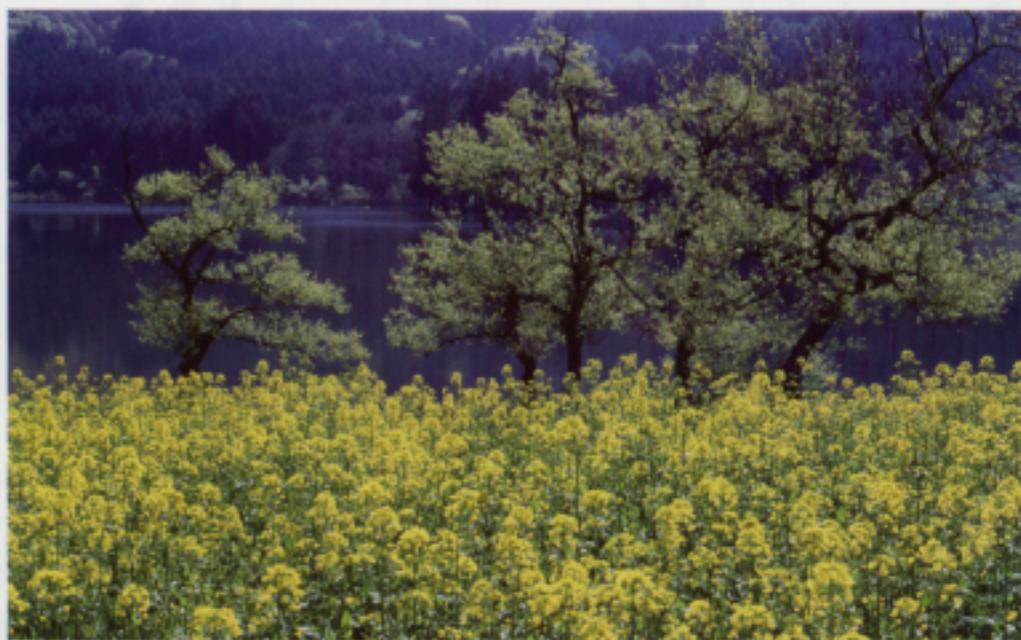


SINYU 心友

2009
Vol.2

熊川次男総合法律事務所 〒371-0026 前橋市大手町2丁目2番1号 TEL 027-221-1191 FAX 027-221-1194

SINYUは、人々がお互いに心を許し助け合う友人となり、自発的に協力し合う関係、すなわち「心友」の情報ひろばでありたいと願っております。



笑う門には福がくる

好奇心も生まれ来る

弁護士 熊川次男

二〇〇八年の日本列島の秋は、ノーベル賞十二人中、物理学賞の小林誠、益川敏英、南部陽一郎、化学賞の下村脩の四氏の日本人の受賞という、初の歴史的な快挙に盛り上がった。受賞の内容については、いくら聞いても、読んでも、物理・化学オランダの私には、当然ながらチンプンカンプン。

しかし、受賞者の、幼い頃のイタズラや育ち方について語っているのを、新聞・ラジオなどを通じて見聞すると、オランダの私も何だか少しは似たところがあるのが嬉しかった。この点は、二〇〇二年に受賞した、物理学者の小柴昌俊、化学賞の田中耕一の両氏についても、全く同様である。

テレビに登場した受賞者は、始終、何かを語っては楽しそうに笑っている。周りの人々にも笑いを振りまいている。メディアの対談でも、笑いがあちこちにあたり、爆笑も少なくなかった。殆どの受賞者が大笑いされるようなイタズラっ兜であったし、好奇心のかたまりのような幾多の経験をもっていたことである。

小柴さんは大学院の学生時代に、ある中学で物理を教えていた時に、「この世に摩擦が無かったらどうなるか？」と出題したことがあったようだ。

答えは「白紙解答」。それは、摩擦というものが存在しなかったら、紙に鉛筆で字が書けないから。いくら字を書いても、ツルツル滑るだけである。第一、鉛筆を手で持っていられないのでは？

笑うところの用意ができるのは、動物のなかで人間だけである、というのは、多くの動物学者の意見である。

笑いは、面白いと感じること。それは、エネルギーであり、好奇心の発露であり、爆発である。おや何だ？なぜだ？どうしてだ？等々の「問い、という好奇のころ」が意外なことに会って、面白い！と感じ、笑いがはじけるのだろう。

手に取ってみたいもの、未知のもの、未経験のものを見聞し、体験し、自らの世界を広げられることには胸がわくわくする。十分に理解できていないもの、魅力を感じ気持ちが引きつけられるものに対して、手探りで追い求め、自己を充足させる好奇心。好奇心がいくら強くても、その人に対するプラスの評価が加わるばかりという自己満足が得られるのだから、よいことづくめの好奇心である。

学問の世界では、自然科学でも、人文科学でも、研究者の意欲・探求心はすべて好奇心が先に立つ。偉大な学者や研究者ほど驚くべき好奇心を持っている。

また、程度の差こそあっても、人間は皆、好奇心の持主である。

自らを人間的に大きく成長させる梃子となり、大量生産、大量消費という経済の行詰まりから脱却して、価値観の多様化した今日の景気回復の起爆的効用を、笑いと好奇心は発揮するであろう。

入所弁護士の挨拶

皆様はじめまして。

私は、熊川次男総合法律事務所の新人弁護士、中嶋歩積（ほづみ）と申します。

出身は沼田市で沼田高等学校卒業後、群馬を離れしばらく東京で勉強し、修習地は南国鹿児島、あつというまに現在三十歳です。

趣味は、音楽を聴くことと車の中で一人で大声で歌うこと、散歩をすることです。

おしゃれ（真におしゃれかどうか別として……）をするのも好きなので、休日は洋服を見にお店を回ったりするのも趣味の一つと思っております。

弁護士になろうと考えた理由については諸々あるところですが、多くの人と会って話すことができる弁護士の仕事に魅力を感じたことが最も大きな理由だと思えます。

さて、私は鹿児島に行く前に、熊川先生に初めてお会いしたのですが、大変ユニークかつエネルギーにあふれる先生であるとの第一印象を受け、「先生の長年の経験を指導いただけたら嬉しいな」と考えました。

現在、熊川先生と一緒に仕事をさせて頂いておりますが、やはり私の第一印象どおりの先生で、毎日事務所に行くのが楽しみです。

弁護士の仕事は、気を使う仕事ですし、毎日難しい法律論を気難しい先生と話していたのでは気が滅入ってしまいます。

他方、当事務所はそんな心配は全くなく、毎日明るい気持ちで仕事に臨めるのですから、私は本当に幸せ者です。

ここ数年の司法制度改革により弁護士は急激に増員され、また裁判員裁判制度、被害者参加制度など、司法の世界にも新しい波がどんどん押し寄せています。

私はまだ新人ですが、このような改革が失敗であると言われないうちに、あまり肩肘を張らないで気軽に相談してもらえような、豊かな人格と豊富な経験を持つ熊川先生のような弁護士になりたいと思っております。

まだまだ若輩者のわたくしですが、今後ともどうかよろしくお願ひ致します。

（弁護士 中嶋 歩積）

はじめまして、今年から熊川先生の事務所で弁護士として仕事をする事になった白土司です。

私が熊川先生と初めて出会ったのは、去年の夏真つ盛りの八月でした。初めて出会った熊川先生の印象は、「情熱の塊のような人」、その一言に尽きます。

その時、熊川先生は自分の弁護士としての経験、国会議員としての経験を基に様々なことを話してくれましたが、市民一人一人の幸せだけでなく、

社会全体の幸せについて話していたのが印象に強く残りました。これは弁護士だけでなく、国会議員も経験した熊川先生ならではの思い、本当におもしろい弁護士だと思いました。

このように情熱かつ広い視野を持って世の中をより良くしたいと考えている熊川先生に出会い、私は熊川先生の事務所です仕事をすることを決心しました。熊川先生に事務所です仕事をしたいと申し出たときに先生が快く承諾してくれたときは、非常にうれしかったです。

今後の私の抱負ですが、自分自身の限界を作らず、壁にぶつかっても、それをぶち壊すような弁護士になりたいと思っています。そのためにはやはり熊川先生のように常に情熱を持っていることが大切だと思います。情熱が尽

きない限り、どんな壁でも突破できると信じています。私は弁護士としてはまだまだ未熟であり、これから様々な壁にぶつかると思います。しかし、その場合でも簡単にあきらめることなく、壁をぶち壊していきたいです。

また、不安を抱えて相談に来られた方々が少しでも安心して事務所を帰ってくださるような頼りがいのある弁護士になれればよいと思っています。そのためには自分の目の前にいる相談者の方を誠心誠意対応することが必要であると考えています。この点は熊川先生を見習ってまいります。

まだまだ若輩者の私ですが、一生懸命頑張りますので、どうぞ応援のほどよろしくお願ひ致します。

（弁護士 白土 司）

幸運は創り得る

弁護士活動四十数年、その間に国会議員活動も十余年の熊川弁護士による先日の「人生塾」での、私にとっては印象的な一コマに、次のようなお話しがありました。

多くの団体・組織のリーダーや活躍者、企業経営者などが考えている「幸運を呼ぶ秘訣」は以下の三カ条に要約しうると思われる。

① すなおで、肯定的なひとになること

まず肯定して、相手を立てて認めてやる。それから自分の意見をいう。相手への思いやりの心を持つとともに、いつでも前向きな姿勢で物事を見ることが大切である。

② 勉強好きな人になること

「我以外皆師」という吉川英治先生の名言の気持ちで、あらゆる人から学ぼうとする謙虚な心持ちと姿勢が大切である。

③ プラス発想になること

「自分がついている人間だから必ず幸運の女神が訪れてくる」と信じて言動していると、明るい爽やかさを周囲に振りまき、不思議と幸運になってくる。

そして具体例として、私達のような結婚直後の若者に対する指針として、次の「三つの静かな音」を愛することを勧められた。

㊦夕食後など、自分の仕事に関する専門書であれ、雑学であれ、読書に親しみ、物に対する投資より、自己への投資・自己啓発のための読書のページをめくる
静かな音

㊧頃合をはかって奥さんが

“あなた根を詰めないで。お茶でもいかがですか。”

“あ、どうも。今夜は随分冷えるねえ。風邪などひかないように気を付けて…”

“あなたこそ！”

と愛の会話を添えながら、そっとそそいで下さる静かなお茶をそそぐ音

㊨そして、欲を言うならば、ご両人の愛の結晶が、スヤスヤと眠る、静かな眠息の音

こんな静かな音の聞こえる家庭をつくってもらいたい。

という趣旨のものでした。

私は先生のこのお話を念頭に、現在、それに向けて努力中です。

(高崎市 M・M)

たった一言が

人の心を傷つける

たった一言が

人の心を暖める

熊川総合法律事務所
弁護士接人心得

……心友川柳……

- 一、ひと月が 二十日なら足る 夫の月給
(高崎市 齊藤康子)
- 一、オゴリだと誘った上司 酔いつぶれ
(本庄市 北川政利)
- 一、休日の疲れをいやす 月曜日
(富士見村 下田亮輔)
- 一、墓石をみがいてわびる おや不幸
(玉村町 田中凡夫)
- 一、バスのなか みんな持つてる 無料バス
(伊勢崎市 関吉之助)
- 一、ブラジャーを 肌着の上に巻く おばあちゃん
(桐生市 大石鉄男)
- 一、七十年 みがきつづけて このおれか
(前橋市 横沢寅松)
- 一、もらい損 買うより高い 修理代
(渋川市 宮原田智)

事務局からの
お願い

事務局では、皆様からのご投稿を

お待ちしております。

心友づくりに参考になる、明るい話題、川柳、俳句、短歌等
何でもご投稿願います。
尚、申し訳ありませんが、掲載については、担当者で協議の
上決定させて頂きます。

●ご投稿先

熊川次男総合法律事務所 SINYU係
〒371-0026 前橋市大手町2丁目2番1号